

福祉保健センターで相談できること

乳幼児
健診

福祉保健センターで行っている健診は、4か月児、1歳6か月児、3歳児の3回です。お子さんの発育や発達を成長の節目で確認し、子育てを応援することが目的です。困りごとがあればご相談ください。

電話番号 045-978-2456

こども家庭
支援相談

妊娠期・乳幼児期から学童期・思春期まで幅広い相談に応じます。こども家庭支援課の保健師・社会福祉職・助産師などが一緒に考え、いろいろな専門機関等の情報も提供していきます。

電話番号 045-978-2460

地域療育センターあおば

0歳から小学校期までの心身の遅れや障害に関する相談を行っています。お子さまの状況により、青葉区福祉保健センター、児童相談所、幼稚園、保育所等と連携をとりながら総合的な支援を行っています。具体的な利用方法については、相談課（月～金 9時～17時 電話番号 045-978-5112）にご連絡ください。



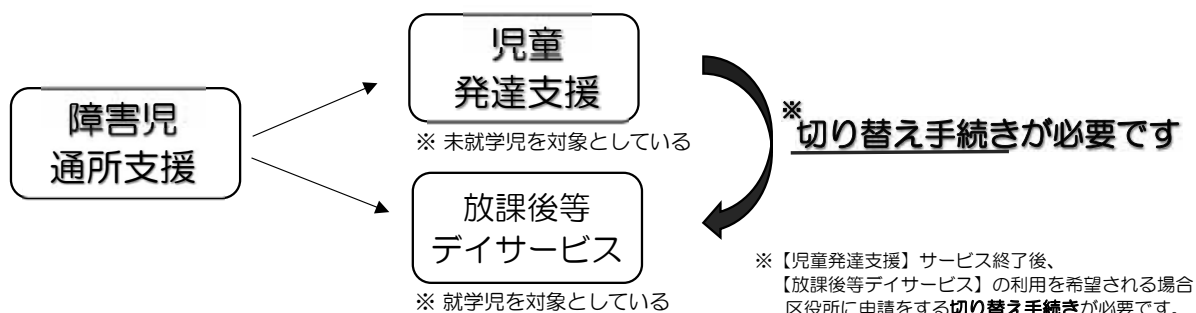
学齢後期障害児支援事業とは？

横浜市では、学齢後期（概ね中学校期以降）の主に発達障害のある、またはその疑いのある方を対象として、不登校や集団になじめないなど、生活上の困りごとの解決に向けて、相談、診療、関係機関との調整など支援を行う事業を市内3か所で行っています。

機関名称	電話番号
小児療育相談センター	045-321-1721
横浜市総合リハビリテーションセンター	045-473-0666
学齢後期発達相談室 くらす	045-349-4531

詳しくは各機関へ直接お尋ねください。

- 未就学児～18歳までの障害のあるお子さん、発達に特性のあるお子さんが利用できる児童福祉法に基づく福祉サービスです。



《 児童発達支援 》

対象となる児童	未就学児。
	障害者手帳を所持する児童。 福祉保健センター、医師の診断等により療育が必要と認められる児童。
活動内容	児童、一人ひとりに合わせた学習をすることができる。
	集団生活の中で生きる基礎力を身につける場所である。
	家族のサポーターとしての役割がある。

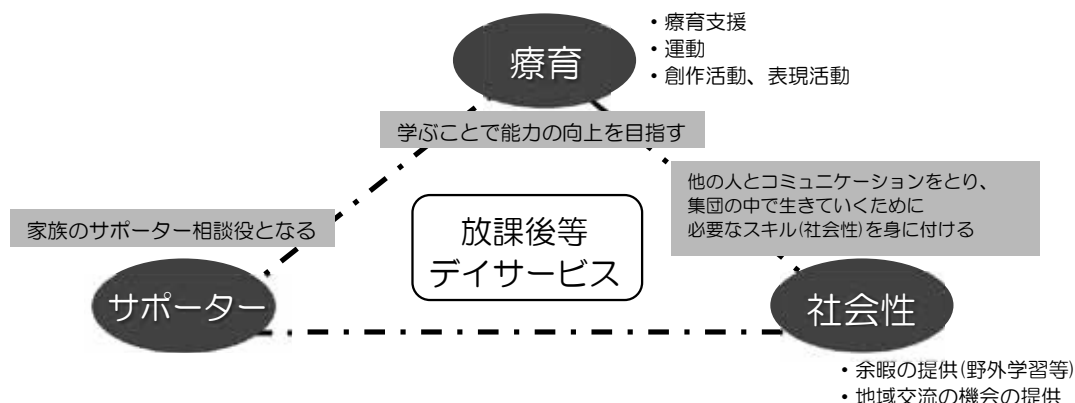
《 放課後等デイサービス 》

対象となる児童	就学児。6～18歳まで。
	障害者手帳を所持する児童。もしくは医師の診断等により療育が必要と認められる児童。
活動内容	児童、一人ひとりに合わせた学習を受けることができる。
	集団の中で、社会性を身につける場所である。
	家族のサポーターとしての役割がある。

《 保育所等訪問支援 》

対象となる児童	0～18歳まで。
	集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等)に通う障害のある児童。 その施設を訪問しての専門的支援が必要と認められた児童。
活動内容	専門スタッフが保育所等を訪問し、専門的支援を行う。(障害のある児童の支援に関する知識及び相当の経験を持つ児童指導員・保育士・理学療法士・作業療法士・心理担当職員等)
	障害児本人に対する支援：集団生活適応のための訓練等。
	訪問先施設のスタッフに対する支援：支援方法等の指導等。

- 青葉区には、療育支援・運動、創作活動・居場所の機能を持った事業所があります。



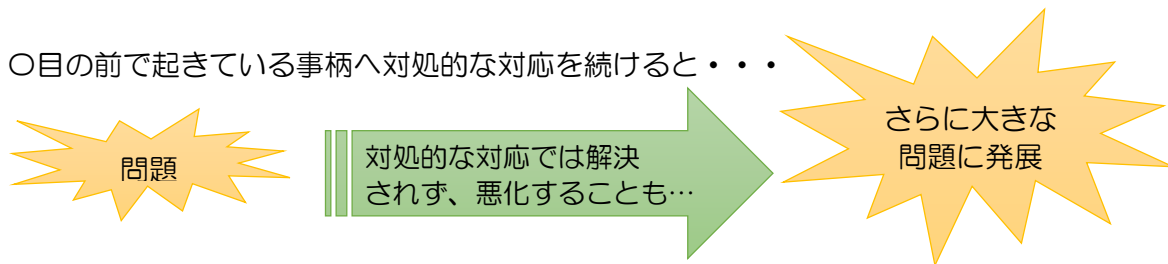
※ 障害児相談支援事業とは、サービスの利用調整や利用状況の確認、サービスについての情報提供など必要な支援を行い、児童の成長や社会に出てからの生活など総合的な相談を受けることができます。また、障害児支援利用計画案を作成し、定期的にサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

相談するってどういうこと？

【資料3】

○お子さんの状態に変化があったとき、困ったことが起きたとき、生活がしづらいときなどに身近な支援者や相談機関などへ話をすることです。状況に合わせて情報を提供する、必要な機関へ繋ぐ、問題の整理をする、解決に向けた支援の方向性、具体的な方法などを検討するなどをしていきます。

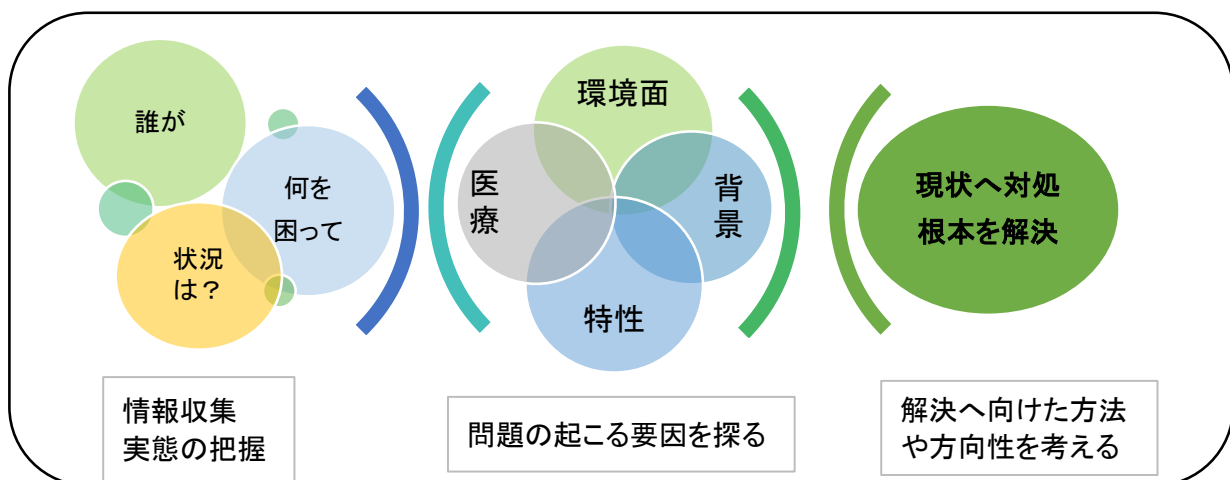
○目の前で起きている事柄へ対処的な対応を続けると・・・



○困ったこと、悩んでいることを解決していくには、問題を整理する必要があります。

- ・目の前で起きている事柄 ⇒ 対処して解決する
- ・その事柄が起きる要因 ⇒ なぜ問題が起きるのか要因を探り、その要因を解決する

※どちらにも対応してこそ、解決に繋がります。しかし、ご家庭だけで要因を探っていくことは難しいため、相談機関を交えて情報収集していきます。



○さらに問題を解決していく為に、関係する機関が状況を共有して対応していくことが大切です。

○関係する機関がチームになり支援をすることで、お子さんやご家族が困っていることや問題に対して、一貫した支援を受けることができます。

